

12世紀中葉における

Tournaiのコミューン慣習法

水野 綱子

I はじめに

西欧中世都市におけるコミューンの概念・実体の追求が様々な角度からなされる中で、Ch. Petit-Dutaillisの業績¹⁾は、《Communia》の語の同時代的意味を明らかにしようとした点で画期的なものであった²⁾。が一方、Petit-Dutaillisがコミューン独自の属性を抽出する作業過程で、コミューンの持つ諸特権をフランシーズ都市 (ville de franchise) のそれと共通するものとして捨象していったことが、都市内におけるコミューンの位置の動的な把握を困難ならしめたことも事実であろう。コミューンの実体はまさにこれらの諸特権を含む総体として理解されねばならないからである。筆者がコミューンにいかなる権限が属していたのかを見るべく慣習法を検討の対象としたのはこの故である。

ところで、都市が享受する個々の特権は、実際には都市を基盤とした諸勢力の権利との相克・調整の上に生じてきているのであり、又これらの勢力との相互関係を通して市政機関自体が変容していつている。従ってここでは、市民的制度が既存の都市支配機構の中にあって、何を足掛りとし、いかなる間隙に固有の勢力を定立させ、他の諸制度と対峙する法人格が形成されていったのかを究明せねばならないであろう。

本稿で取上げるTournaiの場合、この点に関する直接的史料としてコミューンの慣習法とエスコー河の流通税表 (tarifs de tonlieu) をあげることができる。流通税の規制はコミューン形成に至る過程で屢々市民の要求の対象として登場するものであり、コミューンを通して市民が取得した経済的到達点といえるものである。この税表はコミューン慣習法

と全く同一時期に起草されているように³¹、コミューンの特権を示すいわば相互補完的史料をなすものであるが、この点別稿に譲り、上記の観点から当稿では特許状について見てゆくこととする。

我々はコミューンの慣習法について、王もしくは都市領主から市民に賦与されたコミューン特許状 (*Charte communale*) を利用するわけであるが、その内容は *Petit-Dutaillis* も指摘している如く⁴¹、一般的には都市住民が直面している身近な利害の調整をいわば即興的に羅列したものが多く、このことはもちろん都市住民の現実的要求を知る上で興味深いことであるが、反面それをもってコミューンの全属性を把握しようとすることは屢々危険を伴う。その中で *Tournai* のコミューン特許状の内容は特異な例を提供するものである。*Tournai* では、初代司教 *Eleuthere* (510—31) の死後、532年 *Noyon* 司教聖 *Médard* がその司教に選出され⁵¹、以後この二つの司教座は1146年まで同一司教の支配に服することとなった。その場合、両司教座は対等な形で各々独自の聖堂付教会参事会 (*chapitre*) を持つわけであるが⁶¹、司教が通常 *Noyon* に居住したことから、*Tournai* では教会参事会が「都市支配へ真に参与」(*vraie participation au regimen civitatis*)⁷¹する地位を獲得し、一方市民は「ほぼ完全な自治国家」(*Etat presque autonome*)⁸¹としての素地を固めるための契機を得ることとなる。しかし12世紀初両司教座分離の策動が急激に表面化したことから、これらの勢力はその権限保持に奔走するに至る。1146年の司教座再建直後におけるコミューンの成立は、既得の権利を堅持せんとする市民の対応であり、以下にみられる如く極めて整備された慣習法は、都市内でコミューンが取得した制度上の権限の集大成ともいえるものである。

Tournai の慣習法の内容については仏王 *Philippe Auguste* によって1188年に⁹¹、更に若干の変更を加えて1211年に¹⁰¹賦与された二つのコミューン特許状に依拠する。これらの特許状は『市民がコミューン設立以前に保有していた慣習法と慣習的諸権利』*«us et consuetudines quas*

dicti burgenses tenerant ante institutionem communie》(1188年の特許状では1—33条)と、Philippe Augusteによる附加条項(同34—36条)から成るものである。「平和の制度とコミューン」《institutio pacis et communie》を公認し、代償として王へ「軍役の為に十分に武装された300人の歩兵を派遣する」《mittent in nostrum servicium trecentos pedites bene armatos》(36条)ことを求めた附加条項が、Philippe Augusteの都市政策を端的に特徴付けるものであることは拙稿で述べたところであり、ここでは諸コミューンの中で最高の300人の派兵を約し、¹¹⁾直接の領主たる司教を無視して王と直接交渉を行い得るようなコミューンがいかにしてTournaiに成立したのかも念頭におきつつ、33条までの解釈に焦点を合わせていくこととする。

注

- (1) Ch. Petit-Dutaillis, *Les communes françaises*, Paris, 1950.
- (2) この点については拙稿「中世北フランスのコミューンとカペー王権——中世都市の「封建」的性格に関する一試論——」『西洋史学』第89号, 昭和48年, 51頁を参照されたい。
- (3) コミューン慣習法は後述する如く, 1153—67年, 流通税表は1153—69年 (P. Rolland, “Deux tarifs de tonlieu aux XII^e et XIII^e siècles”, dans *Mémoires de la Société d'histoire du droit des pays flamands, picards et wallons*, I (1935), pp. 1-135)に成文化されている。
- (4) Ch. Petit-Dutaillis, *op. cit.*, p. 45.
- (5) A. D'Herbomez, “L'évêché de Tournai-Noyon (532-1146)”, dans *Messenger des Sciences historiques*, 1891, p. 479.
- (6) J. Warichez, *Les origines de l'église de Tournai*, Louvain et Paris, 1902, p. 64.
- (7) P. Rolland, *Les origines de la commune de Tournai. Histoire interne de la seigneurie épiscopale tournaïsiennne*, Bruxelles, 1931, p. 39.
- (8) *Ibid.*, p. 226.
- (9) *Recueil des actes de Philippe Auguste, roi de France*, t. I., pub. par H.-F. Delaborde, Paris, 1916, n° 224, pp. 268-74.
- (10) *Ibid.*, t. II, pub. par J. Monicat et J. Boussard, Paris, 1966, n° 1176, pp. 272-7.
- (11) A. Giry, *Documents sur les relations de la royauté avec villes en France de 1180 à 1314*, Paris, 1885, Imp. anas., Genève, 1974, pp. 45-6.
- (12) P. Rolland, *op. cit.*, p. 226.

II コミューン慣習法の分析

最初にコミュニティの成立と慣習法の起草の時期について触れておく。

まずコミュニティ成立の時期について。確かにTournaiにおいては、11世紀末以来司教座たるNotre-Dame教会のエシュヴァン裁判権 (*échevinage de Notre-Dame*) が徐々に市民的機構としての側面をみせている¹¹。しかし筆者はP. Rollandと同様に¹²、コミュニティ成立の明確な時期を、本来司教に従属するこの裁判権とは別個に、コミュニティ慣習法の中で強力な権限を行使するプレヴォ (*Prevôts, prepositi*) を筆頭としたジュレ (*jurés, jurati*) が出現した時期と考えたい。このようなジュレが史料上初めて登場するのは、1146—7年当時Notre-Dame教会のアヴェ (*avoué, advocatus*) たるGossuinusが水車をSt. Martin修道院に売却した際である¹³。1169年この売却を確認した司教Gualterusの文書によれば、その際聖職者・俗人と共に『都市のジュレとエシュヴァンが列席して』*«videntibus et audientibus hoc...juratis et scabinis civitatis»* いる¹⁴。さらに1153年のVal d' Orcqのライ病院建設に関する司教の文書では彼らは『真のジュレ』*«veri jurati»* と呼ばれて一般の誓約者 (*jurati*) から区別されている。

慣習法の起草の時期については、ジュレの数が30人であり (29条)、5小教区 (*paroisses*) が存在する (32条) という特許状中の内容から推定することができる。すなわち上記1153年の文書では2人のプレヴォ、7人のエシュヴァン、11人の『真のジュレ』のみがみられること、又1167年にTournaiには6番目の小教区として聖Jacques教会が建設されていることから、1153—67年にしぼることができよう。以下この慣習法を4項目に分けて分析していくこととする。

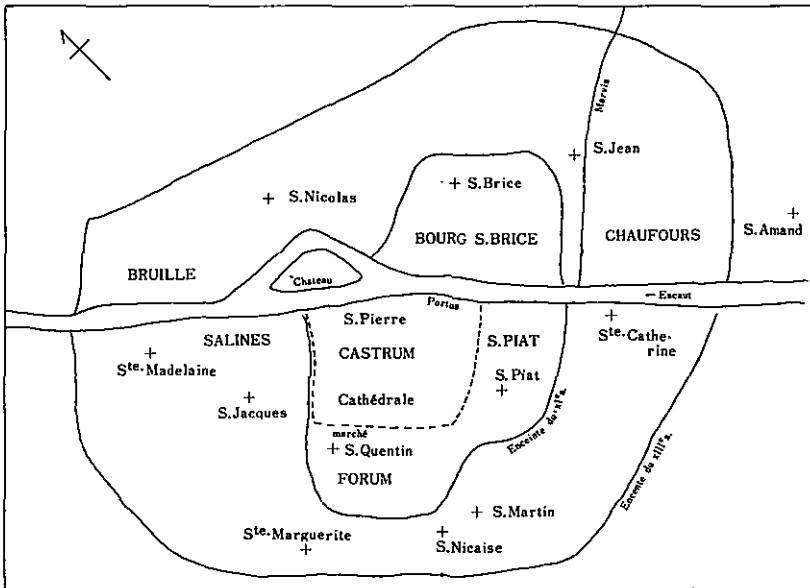
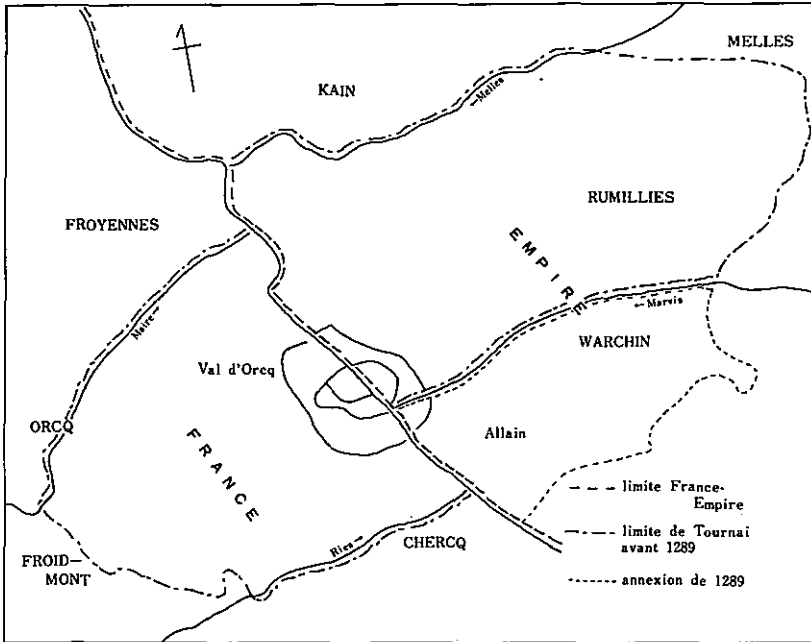
1 コミューンの領域

Tournaiのコミュニティ領域は、特許状中*«civitas»* (1, 18, 21, 23条等) 又は*«villa»* (12, 13, 15, 18条) と呼ばれる地域と、第33条に

『聖Brice小教区の人々は、BruilleとRumilliesの人々を除いてTournaiのコミュニオンと慣習法に属すべし』⁶とされているように、BruilleとRumilliesを除く聖Brice小教区から成っている。これらの領域は『コミュニオンの裁判管轄』〈*justicia communie*〉(1, 7条), 『都市法域』〈*in legem ville*〉(7条)の語で置換されるものであり、コミュニオンによって『平和が保持さるべき』〈*pacem tenere*〉(7条)領域である。

まずここで言われている〈*civitas*〉(cité)もしくは〈*villa*〉(ville)は具体的にいかなる領域か。Tournaiにおいては、〈*civitas*〉はしばしば城壁外の地域に対してガロ＝ローマ時代の城壁内部⁷、司教座所在地の中心を示すのに使用されている。しかし、このことが慣習法の内容にそのまま該当するとは考えられない。Tournaiでは『第一次城壁』〈*premiers murs*〉⁸が少なくとも1094年には存在し¹⁰、この城壁は、エスコー河左岸のNotre-Dame, 聖Piat, 聖Quentin, 右岸の聖Briceの各教会を含む地域を囲んでいる。しかし、次の事実は城外のSalines区が含まれる可能性を示している。881年のノルマンの侵入の際に、Tournaiの聖職者と市民はNoyonに亡命し、その後910—11年頃帰還したが、その時市民の中の『他の者に比してすぐれ、富裕な4人』〈*quatuor ceteris presentiores atque ditiores*〉⁹がTournai市を四分し、各々聖Piat, 聖Pierre, Forum, Salinesと呼ばれる地域を占有している¹¹。彼らの家系こそが、プレヴォ、ジュレ、エシュヴァン等のコミュニオンの役職者を最も多く出し¹²市政を指導していくものであり、このことは市民の側からすれば、これら四地域は一体制をなしていたと言えるものである。従って〈*civitas*〉は、エスコー左岸の第一次城壁内及びSalinesを含むその隣接地域を意味し、法的に厳密な司教座所在地というよりも、右岸の聖Brice区と対応して使用されたものと言えよう。

では同じ城壁内にありながら、聖Brice区について特定条項が設けられたのは何故か。その理由は、この地域がTournaiの都市領主としての司教の支配領域に含まれていない点にある。Tournai司教の支配領域の



初出は817年11月のLouis le Pieuxの文書であるが、さらに842年Charles le Chauveは司教Immonにインミュニテを与え、882—4年には、Carlo-manからTournai内の『所領』〈fiscus〉を与えられたHilduinなる伯が『Tournai都市内にある所領を全ての土地とその所領に属する領民と共に(Notre-Dame教会に)与え譲与し』〈...dono et trado...quendam fiscum...qui situs...in eadem scilicet civitate Tornaco, cum omni integritate terrarum videlicet atque mancipiorum ad ejusdem caput fisci pertinentium〉¹³⁾ている。898年のCharles le Simpleの文書によれば、この所領以外にMarquainが同Hilduinから与えられており、おそらくMarquainよりもTournaiに近いOrcqもこの時含まれていたと思われる。¹⁴⁾このように9世紀末には司教の支配権はエスコー左岸の上記の領域に及んでいるが、それに対して、13世紀の年代記者Guibert de Tournaiの言葉を借りるならば、『エスコー河はこの都市をフランスと神聖ローマ帝国に…分け』¹⁵⁾、聖Brice区は政治的には帝国に、教区としてはCambrai司教区に所属する。さらにこのエスコー右岸には「エスコー彼岸のエシュヴァン」(échevins d' Outre-Escaut) 又は「聖Briceのエシュヴァン」と呼ばれるエシュヴァンが配され、右岸のNotre-Dame教会のエシュヴァン裁判権からは区別されて、Leuzeの領主の支配下にある。従って聖Brice区は、〈civitas〉とは一見独立した領域を形成しているのであるが、では何を共通項として後者と共にコミューンを結成し得たのか。

まず、聖Brice区で裁判権を行使しているLeuzeのシャトラン(Châtelain, *castellanus*) はその権利をTournai司教から受封していること、¹⁶⁾又司教及び教会参事会は聖Brice区に土地を所有していることから、¹⁷⁾そこには「エスコー両岸にわたる」〈citra et ultra Scaldum〉の主人たる司教の支配領域として、〈civitas〉との一体性が存在しているわけである。と同時に注目されるのがTournai教会の流通税徴収権であろう。1108年教皇Pascal二世は、既に賦与されていた流通税を確認して、「エ

スコア河の航行及び橋についての流通税，都市の城内外で売られる全ての物についての流通税及び流通税に関する裁判権」*«teloneus de navibus super fluvium Scaldi et de ponte...et teloneus de omnibus quae venduntur tam infra civitatem quam extra et justicia eusdem telonei»*⁵¹⁾をTournai司教に認めている⁵²⁾。先に触れた流通税表⁵³⁾が示す如く，当税はTournai都市領域を流れるエスコア河を航行する全ての船舶にかけられ，その対象商品は日常品から奴隷・金に及び，市場税は直接には*«civitas»*内の市を対象としたものである。この流通税をめぐって市民と教会との間に対立が生じていることは，1130年『…Notre-Dame教会参事会からその流通税を免れようとして，エスコア彼岸で商いを行った者』*«qui...ut teloneum suum canonicis S. Mariae subtrahant, ultra Scaldum mercatum tenent et faciunt»*に破門を宣告した司教Simonの文書⁵⁴⁾，さらに1130—46年に流通税徴収権確保の為に参事会が起草したいわゆる「Chilpericの偽文書」⁵⁵⁾が語るところである。このように，商業を通しての日常的接触，共通利害享受者としての相互関係が兩岸の住民間に存在し，同時に，住民側の流通税規制への，そして教会側の既存の権利保持への二つの志向の対立がコミュン結成への一要因となったと思われる。特許状がRumilliesとBruilleに触れているのは両者が聖Briceのエシュヴァン裁判権に属しているが故であろう。このエシュヴァン裁判権の管轄は右岸の城内にとどまらず，Melle河とMarvis河に挟まれMelleに至る地域を包摂しており⁵⁶⁾，従って上記二つの地域の除外はコミュン領域がNotre-Dameのエシュヴァン裁判権のそれとは一致しないことを示すものである⁵⁷⁾。

このようにコミュンの法が適用される領域は，第一次城壁内及び左岸の城壁隣接地域であり，それは既存のエシュヴァン裁判権の領域と符合するものではない。これらの地域がコミュンという単位を形成し得た基盤としては，土地を所有し裁判権を保持すると共に，流通税を徴収するという多様な権限をもつTournai司教の支配に共通に服するという

点のみならず、既に住民自身が共に商業流通に参加し、共通の利害享受者であったことが指摘されよう。

2 コミュューンの構成員と指導層

コミューンの構成メンバーの性格を問題とする場合、都市住民層全体のそれと同一視し得ないことはもちろんであるが、例えば J. Lestocquoy が指摘するように、²⁹それを都市貴族 (patriciat urbain) の性格と同一視することにも問題がある。ここではコミューン特許状によってコミューン加入の原則的条件を明らかにすると共に、実際にはいかなる層が加入を許されていたのかにも触れてみたい。

第21条は『いかなる土地の出身者であろうとも、誰にてあれ homo legitimus が都市に来てそこに居住することを欲した場合、諸権利を享受することが許される』《Quislibet homo legitimus, de quacumque terra fuerit, si in civitate venerit et ibi manere voluerit, licitum erit ei, ut consuetudines observet》としている。すなわち《homo legitimus》は都市内に居住する限りコミューン加入を許可されており、外来者も例外ではない。コミューンからの追放者の再加入の許可がジュレとプレヴォに委任されていることから (17条) 加入の手続きも又同様であったと思われる。

それでは《homo legitimus》たる資格の内容は何か。まずこの点について示唆を与えてくれるのが Tournai の法を母法とした Péronne の法である。Philippe Auguste によって 1207 年に賦与され、1209 年に確認されたこの法は、コミューン加入の条件を『農奴でない限り homo legitimus である全ての者』《quislibet homo legitimus, nisi servus fuerit》(19条) としている。さらに Tournai の後世の史料を援用すると、1355 年 Tournai で働く織物工は『誠実にして法的に問題のない』《preudhomme et loyaulz》³⁰ことを条件とされ、又 1365 年には同市に働きに来る者はその身上を証明する出身都市当局の書面を持参することを要求されている。³¹

従ってこの条項に言う<homo legitimus>とは、農奴といった不自由身分の者⁶²、及び裁判上の制裁を受けている者を除いた、広い層を意味している。

ところで、特許状中コミューンのメンバーは<cives>の語で呼ばれ、又、例えば Hériman は Tournai に関する主要な記述史料『Tournai の聖 Martin 修道院再建に関する書』<Liber de restauratione monasterii S. Martini Tornacensis>⁶³において、<cives>を、clerici, milites, pauperes, rustici, plebs等の表現とは区別して用いている。従って<cives>が当時いかなる層として想定されていたのかを見ておく心要があろう。まずノルマンの侵入後Noyonに亡命した<cives>の中の4人が帰還後Tournaiの土地を占有したことは先に触れた。この4人は、年代記者Philippe Mouskèsによれば、その土地を後から帰還した者達に『一定年の賦課租と義務的なサンスを課すことで細分し譲渡し』<...subdiviserunt et tradiderunt...ceteris annis redditibus cum debito censu>ているが、その後の都市内の土地所有関係の変化を通して910—11年項『以後混乱を避け、且又、契約・売買・賦課租・サンス及び財産の安全の為に』<...postmodum propter confusionem evitandam et propter securitatem contractuum et venditionum, reddituum, censum et possessionum>⁶⁴、Notre-Dame教会のエシュヴァン裁判権が設立されていく。この裁判権は次項で述べるコミューンの市政機構に組込まれていくものであるが、そのエシュヴァンは本来司教と参事会の同意をもって『聖マリア衆』<homines beate Mariae>から出されるべきものであった⁶⁵。聖人衆(hommes de saint)とは、簡約するならば、教会の守護聖人に託身し、『人頭説』<cavagium>の名目で、又は結婚・死亡の際に僅少な税を負担することによってのみ教会に従属する者であり、その主要な部分は富裕な土地所有者であったと考えられる⁶⁶。以上のことから<cives>は聖マリア衆を含みエシュヴァンを出す層であったと想定されるが、彼らが富裕にして政治的力を具していたことは、Hériman

の叙述からも裏付けられるところである。そこでは、〈cives〉は騎士と共に『世俗事件を聴取し締結する為に』〈ad audiendas et terminendas forenses causas〉裁判に参与し⁶⁷、教師Odonに対し『全都市の援助』〈totius civitatis auxilium〉を約束し、ペストの大流行の際には救済の為に『全都市の財源』〈totius urbis thesaurum〉を供出することを命じているように⁶⁸、11世紀末には司教の行政とは別個の都市共同体としての政治的力を行使し、貧者や修道士への食糧補給の訴えに応じる裕福な層として現われている。

ところで上述の聖マリア衆に加えて、954年Noyon-Tournai司教Fulcherと共にTournaiに来たNoyonの『自由人たる騎士』〈milites ingenui〉⁴⁰がコミューンの市政に参加している。これらの騎士層は、司教から『自由地』〈predia〉及び『貨幣鑄造権、ビール用麦芽醸造権、裁判権、裁判収入、(聖マリア衆の)アヴェ工職、車輛通行税、水車』〈moneta, mairia, justicia, districtus, advocatio, wionagia, molendina〉を与えられ⁴¹、又例えばDe le Vigne家が早くからエシュヴァンを出しているように⁴²、聖マリア衆の身分を得ていったとみられる。このようにTournaiでは騎士層はコミューンから除外されていないのみか、その指導層として〈cives〉の中心をなしていたといえる⁴³。

以上紹介してきた史料は〈cives〉が聖マリア衆を主要部分としていたことを十分想像させるものである。しかしながら一方、次項で述べる如く、『ジュレでもエシュヴァンでもない』〈qui nec sint jurati nec scabini〉層(28, 30, 32条)が市政に参加していることを看過し得ない。すなわち、聖マリア衆の身分は保有しないが、一定の力を備えた層がその周辺に形成されており、政治的権限を取得しているわけである。

確かに、〈homo legitimus〉という規定は原則としてかなり幅広い層のコミューン参加を排除するものではないが、コミューン成立時に限っていえば、騎士層を含む当時都市内で勢力を持っていた富裕な住民層を

主要な対象としており、Tournaiのコミューンはいわば寡頭的支配の要素を強く持っていたといえるものである。

しかしながら、これら有力者層の中にエシュヴァン裁判権を独占する層とそうではない層が存在し、少なくともコムユーン構成員の範囲は一定の流動性を持っていたとみられる。そしてこのような層を包含した一体性が次項でふれるジュレを頂点としたコムユーン組織成立へと繋がっていくと思われるのである。

3 コミューンの市政機関

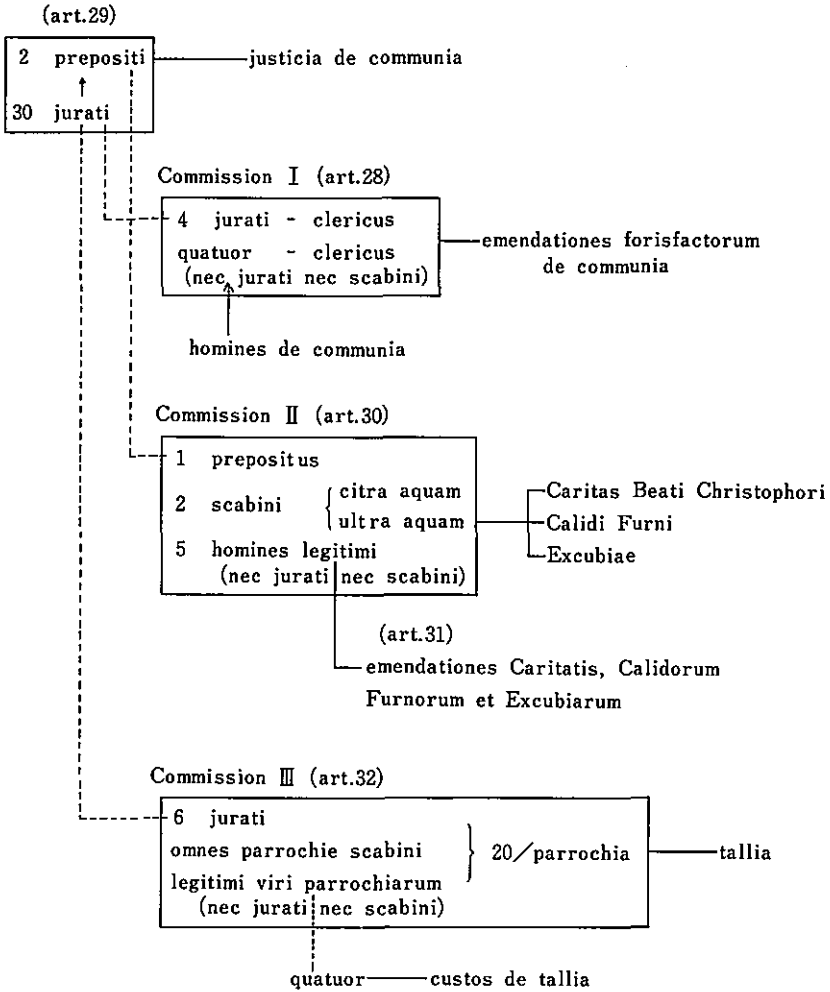
Tournaiのコミューンの機関は大別すると、図に示した如く、30人のジュレと、ジュレの一部と他の構成員から成る三つの委員会に分けることができる。

まず前者についてみると、そのうちの2人はプレヴォと呼ばれその長をなす。30人が当初いかにして選出されたかを語る史料はないが第29条は死亡の際には他のジュレによって補選される旨規定している。ジュレの任期は1211年の特許状では一年となっているが⁴⁴、12世紀中葉では終身であったと思われる⁴⁵。プレヴォとジュレは次項で述べる如き裁判権を行使し、同時に証人としての能力を持つと共に、コムユーン加入の承認（8条）及びコムユーン構成員間の相互扶助の拒否に対し『都市への侮辱』〈*dedecus civitatis*〉（6条）を宣しているように「平和の制度」の守護者として現われている。これらの権限は彼らを他の市政関係者から区別する点である。

この30人のジュレは行政に携わる次の三つの委員会にメンバーを出している。

第一の委員会〔I〕（28条）は4人のジュレと、ジュレでもエシュヴァンでもない4人から成り、『コムユーンに属する犯罪の罰金を管理する義務を負う』〈*emendationes forisfactorum de communia custodire debent*〉。これらジュレはジュレ自身によって、他の4人は『コ

Tournai のコミュンの市政機関



ミューンの人々』〈*homines de communia*〉によって選出されている。

第2の委員会〔II〕(30条)は、エシュヴァンでもジュレでもない5人の〈*homines legitimi*〉、『1人は河の此岸、他は彼岸にいるべき2人のエシュヴァン』〈*duo scabini quorum alter citra aquam et reliquus ultra aquam esse debent*〉、及びプレヴォ1人から成り、『聖クリストフ団、石灰釜、警備に携わる義務を負う』〈*Caritatem Beati Christophori et Calidos Furnos et Excubias debent custodire*〉。さらにこの5人の〈*legitimi homines*〉は、上記三件に関する罰金を『都市の共同の使用の為に』〈*ad usus ville communes*〉支出する権限を与えられている(31条)。

聖クリストフ団については諸説があるが、L. Verriestはその起源を商人ギルドとし、その利害が都市住民全体のそれと一致することで市政の重要部門へと転化したと考え、これはP. Rollandに至るまで通説となっている⁴⁶。聖クリストフ団はこのコミューン特許状に初めて登場するが、コミューン内でのその機能を語る史料として、1240—3年、1276—7年の各年度の聖クリストフ団の会計報告が存在する⁴⁸。この会計報告から当条項と関係して次の点が指摘される。まずこの報告は専ら支出の記録であるが、その内訳として、公用の為の旅費、献納金や贈与費用、市政運営費、地代とともに防備費(城門、鐘楼、城壁等の建築・修理費)が記載されていること、さらに会計報告の任にあたっているのは聖クリストフ団のプレヴォと5人の〈*majores*〉であるが、彼らはその報告を『Tournaiの市庁において、全コミューンの前で』〈*in hola Tornacensi, coram omni communiam*〉、又は『召集の鐘の鳴るをもって』〈*banni campana sonante*〉行っており、これらの〈*majores*〉は条項中の5〈*legitimi homines*〉と一致すると思われること、以上のことから聖クリストフ団は都市の会計担当の機関であり、〈*Excubiae*〉は都市全体の警備と考えられる。次に石灰釜は、Tournai城内の聖Piat地区、聖Brice地区で産する石灰石用の釜とみられる。同様に石灰石を産する第二次城壁に隣接

するChaufoursに関して、コミューンと同地区の領主である聖Amand修道院のアヴエ(avoué)との間で1236年に交された約定によれば『Tournaiの者達は上記範囲内にある石灰釜の口毎にパリ貨30スーの1マルクをとる』<habent illi de Tornaco de quolibet ore calidorum furnorum qui sunt infra dictas metas, unam marcham de triginta solidis parisiensium>⁴⁹とされている。この約定自体それ以前からの係争の結果であり、コミューンはその領域内の石灰釜についても同様の権利を所有していたと推定されよう。

第三の委員会〔Ⅲ〕(32条)は『タイユ』<tallia>徴収の権限を掌握する。まずタイユの額は400リーブルを基準とされ、それを超える額は『各人の財産能力に応じて』<secundam valentiam cujusque homines quam habet>徴収され、400リーブル以下の場合には『都市の長老の判断によって課される』<ad arbitrium proborum hominum ville imponetur>。徴収の任にあたるのは、ジュレでもエシュヴァンでもない『小教区の名望者』<legitimi viri parrochiarum>、6人のジュレ、小教区の全エシュヴァンであり、その総数は小教区毎に20名とされている。コミューンによって徴収されるタイユは本来司教に属していたものであり、1195年Tournaiの教会参事会がPhilippe Augusteの特使たるLilleのシャトランとArras司教に対し『市民達はその(教会の)従属民を新しいタイユと誅求でもって苦しめようとしている』<burgenses volebant homines suos novis tallis et exactionibus aggravare>と訴えていることから⁵⁰、コミューンがタイユ徴収の代行権を、教会の権限を侵犯する形で取得したとみられるものである。

以上市政機構について概観してきた。その中で注目されるのが、<ci-ves>の中心部分をなすと考えられたエシュヴァンと、コミューン裁判権を掌握し、加入の承認を含めたコミューンとしての権利を行使するジュレとの関係であろう。第二項で触れた如く、エシュヴァンはコミューン成立以前、エシュヴァン裁判権に由来する任務とは別個に、既に都市の

財政・世俗事件の裁判等において市民的制度としての機能を果していた。それに対し特許状では、その裁判権はプレヴォとジュレに吸収され、エシュヴァン自身の任務は、石灰釜・聖クリストフ団・警備の業務とタイユの徴収にとどめられ、それらの場合においても罰金の市政の為の支出やタイユの管理からは除外されている。すなわち、プレヴォとジュレがコミューンの市政の重要な機関として、エシュヴァンにとって代っているのである。

ところで、エシュヴァンとジュレが屢々同一家系から出現しているように、エシュヴァンを出す層自身がジュレとして登場しているのであり、この変化は従来の主導層と全く異なる層による交代ではない。周知の如くコミューンの市政機関にエシュヴァン、ジュレが同時に出現するのはTournaiのみならず、ブラバン、エノー、リエージュ地方の多くの都市にみられる現象であり⁵¹、コミューン成立の動因に関する重要な課題であるが、Tournaiにおける上記の変化の理由を探るとすれば、それは次の点と関わっているのではなかろうか。すなわち、エシュヴァン層自身確かに都市的性格を示してはいるものの、そのメンバーは本来教会に従属する聖マリア衆のみに限られ、司教の行政機構の一端を担う存在であった。このようなエシュヴァンの属性は次のような市民側の動きと対応し得なかったと思われる。一つは従来領主制的機構を市民的機構として利用してきた聖マリア衆自身がエシュヴァン制を通しては十分にその利益を保証されなくなったこと。その要因については別稿に譲り、ここでは先述した如く1130年以來顕在化した流通税をめぐる市民と参事会の争いが絡んでいることを指摘するにとどめる。他は各委員会にエシュヴァンと共に参与している『ジュレでもエシュヴァンでもない』市民の利益である。〈legitimi homines〉、〈legitimi viri〉、さらには〈probi homines〉という名称は彼らが都市の名望家 (bourgeois honorables) であることを示唆するが、Tournaiのコミューンには、エシュヴァンとしての特権を享受することなく、しかしながら政治的勢力を持つ層が市政に登場し

ているわけである。このような層の利益をも保証する市民の一体性の必要と、エシュヴァン制の利用価値の減少、そこにジュレ制採用への市民の動機が存在すると思われる。

4 コミューンの裁判権

前項において、30人のジュレは、司教への従属から切離されたいわばコミューン独自のものであるとの印象を受けたのであるが、ここではその権限たる裁判権について別項を設けることとする。その対象は刑事・治安関係と民事関係に大別される。

まず前者については、多様かつ詳細な規定がみられる。対象となるのは、コミューン構成メンバーの殺害（1，2条），少年による少年の殺害（16条），刺傷（3，4，12条），四肢切断（14条），窃盗（15条），既婚婦人の誘拐（23条），少女の暴行（24条），中傷（8条），家屋内での襲撃に対する正当防衛（9条），罵倒（10条），打擲（11条），待伏（13条），さらにエスコー河上の船舶航行への妨害（26条）が含まれ，課される罰は，死刑（1条），四肢切断（13，14条），家屋の破壊（1条），財産差押え（5，18条），追放（13，15，23，24条）及び罰金（3，10，11，12，26条）にわたっている。有罪・無罪の確定は，証人が存在しない場合に限って『冷水の裁きによる』<judicio aque frigide>（2，4条）という形がとられる以外，原則として共同宣誓人による無実の証明がなされ，法廷決闘は禁止されている（22条）。このようなコミューンの判決は都市内で強力な力を持ち，殺人者が教会に逃げ込んだ場合『教会は彼に保証を与えることはできない』<ecclesia ei garandiam confere non poterit>（25条）とdroit d'asileさえも放棄させられている。⁵²

民事に関しては，騎士，シャトラン，アヴェと市民との関係が規定されている。

まず18条は騎士が市民に負った債務について係争が生じた場合，プレ

ヴォはその騎士をコミューンの裁判に召喚し得るとする。市民が勝訴した場合には、都市内に居住している騎士に対しては、プレヴォはその財産を負債の代償として賠償完済まで差押えることができる。都市外に居住している場合には騎士は「都市内の親密な関係」〈*communio ville*〉³³を絶たれる。この場合、都市内にいる彼の「封臣」〈*homo feodatus*〉は、彼を宿泊させることはできるが、「信頼関係や隣人としての保護を与えることはできない」〈*ei nec creditionem nec vicinagium faciat*〉。本条項はコミューン成員ではない騎士を想定していると思われるが、コミューンは、その管轄のみならず管轄外に居住する騎士と市民との債務関係に関して、*droit de gîte*を侵犯しない範囲で、差押えを含む強行な手段で市民の財産の保証にあたっているわけである。

さらに、アヴェエ、シャトラン、又は彼らの役人が市民の財産を暴力で奪った場合にもコミューンは同様の権限を有する。プレヴォは彼らをその法廷に召喚し、拒否した場合にはコミューン領域内にある彼らの財産を差押えねばならない(19条)。

以上の如く、Tournaiのコミューン裁判権は、都市全領域及び全住民層を覆う権力主体としての強力な位置を占めている。それではこれらの権限はどこから由来するのだろうか。

まず民事については、土地関係争は本来Notre-Dame教会のエシュヴァン裁判権に属するものであったが、ここではその一部が、市民の財産保護の為に実力行使を含む判決の保証によって強化されて、コミューン裁判権へと転化したと考えられる。

刑事事件について示唆を与えてくれるのが四肢切断についてコミューンが取得する100スーの罰金のうちから「シャトランとアヴェエはジュレの判断によってその分前を収得し得る」〈*habuebunt castellanus et advocatus porcionem suam ad iudicium juratorum*〉(14条)としている点である。

Tournaiのシャトランは11世紀末以来、フランドル伯との封建関係を

持ちながら、司教の代理人として都市Tournaiの防衛にあたり、その職務に関して都市内部で一定の裁判権を行使していた⁶⁰。又アヴェは『都市のアヴェ』《urbis advocatus》と呼ばれる如く、司教の世俗的領主権の守護として都市内部で刑事裁判権を行使し治安維持を担当していたといわれる⁶⁰。このようにコミューンの裁判権はシャトランとアヴェが司教の名において都市内で行使していた裁判権に由来するとみられ、シャトランとアヴェの権利が、ジュレの判断による罰金の一部取得に限定されていることは、それらがコミューンによって強行的に取得されたことを暗示するものである。先述した1196年のTournai司教と教会参事会の仏王特使への訴えはこのことを裏付ける。彼らは、その役人達が金銭的係争、不正、刑事事件に関して教会の裁判へ召喚されるべきであるにかかわらず、コミューンはそれらの件をその裁判へ移管しようとしている旨申立てているのである⁶¹。

このように、コミューンの裁判権は、本来司教に属していたものであり、又そこに含まれる犯罪はコミューンによって新たに設定されたものではなく、既存の裁判権の内容がそのまま移行したとみられるものである。しかしそれらが、コミューンによって行使される具体的かつ強行的手段を伴い、プレヴォとジュレの意志を重視し、平和・秩序の維持として再把握されているところに、司教の裁判の代行にとどまらない、その独自の性格が求められるであろう。

注

- (1) この点については別稿に譲るが、最初にエシュヴェンがこのような形で出現するのは1090年である(*Herimanni liber de Restauratione S. Martini Tornacensis*, *MGHS*, XIV, p. 278.)。
- (2) P. Rolland, *op. cit.*, p. 174.
- (3) この時期についてはGossuinusが司教Anselmusの同意をもって売却している(*Chronica Tornacensi sive excerptum ex diversis auctoribus collectum*, spud J.J. Semt, *Corpus Chronicorum Flandriae*, t. II, Bruxelles, 1841, p. 563)ことから、Anselmusの叙階とGossuinusの十字軍出発までの間と考えられる(Th. Leuridan, *L'avouerie de Tournai. Essai sur l'histoire de*

- cette institution*, Tournai, 1899, pp. 47-8)
- (4) A. D'Herbomez, *Chartes de l'abbaye de St. Martin de Tournai*, 2 vol., Bruxelles, 1898-1901, t. I, n° 106, p. 109.
 - (5) *Gallia Christiana in provincias ecclesiasticas distributa*, Paris, 1715-1865, t. III, *instrumentum*, col. 44.
 - (6) <Homines de parrochia Sancti Brici debent esse de communia Tornacensi et de consuetudinibus Tornaci, exceptis hominibus de Brolio et de Romegnies>
 - (7) Tournai では四世紀に城壁が建設されている (F. Vercauteren, *Etude sur les civitates de la Belgique seconde*, Bruxelles, 1929, pp. 234-5).
 - (8) P. Rolland, *op. cit.*, p. 53.
 - (9) L. Verriest, "Qu'était la Charité St. Christophe à Tournai? Examen de la thèse de M. D'Herbomez", dans *Bulletin de la commission royale d'Histoire*, LXXVII (1908), pp. 144-9.
 - (10) 建設の年は明確ではないが、1094年のSt. Martin修道院の文書に「Tournai市の城壁近くにある...St. Martin修道院」<ecclesiam Sancti Martini...que ...prope muros urbis Tornacensis site est...>とされている (A. D'Herbomez, *op. cit.*, t. I, p. 1)。
 - (11) *Historiae Tornacenses: partim Herimanni libris excerptae*, MGHS, XIV, p. 350.
 - (12) P. Rolland, *op. cit.*, Annexes.
 - (13) H. Pirenne, *Le fisc royal de Tournai*, dans *Mélanges F. Lot*, Paris, 1926, pp. 41-8.
 - (14) A. Lefranc, *Histoire de la ville de Noyon et ses institutions jusqu'à la fin du XIII^e siècle*, Paris, 1887, P.J., n° 1.
 - (15) Ch. Duvivier, *Actes et documents anciens intéressant la Belgique. Preuves*, Bruxelles, 1898, pp. 3-6.
 - (16) *Recueil des actes de Charles II le Chauve, roi de France*, t.I, pub. G. Tessier, Paris, 1943, n° 173, pp. 455-9.
 - (17) F. Vercauteren, *Le plan en relief de Tournai*, dans *Plans en relief des villes belges*, Bruxelles, 1965, p. 183.
 - (18) <Cuius flavius, Scalda dictus, ... Galliam dividit Germaniam,> (*Acta sanctorum Bollandistorum*, III, p. 197, cités par P. Rolland, *op. cit.*, p. 61, n. 6).
 - (19) P. Rolland, *op. cit.*, p. 67.
 - (20) *Ibid.*, p. 64.
 - (21) *Analectes pour servir à l'histoire ecclésiastique*, IV (1867), p. 267.
 - (22) Tournaiの流通税に関する初出史料は、842年12月のCharles le-Chauveの司教Simonへの文書であるが(A. Lefranc, *op. cit.*, P.J. n°1), その直後の教会財産の分割によって流通税は教会参事会に属している。
 - (23) 本稿第1章注(3)を参照されたい。
 - (24) *Gallia Christiana*, III, *Instrumentum*, col. 44.

- (25) P. Rolland, "Le diplôme dit de <Chilpéric> à la cathédrale de Tournai" dans *Bulletin de la commission royale d'Histoire*, XC(1926), pp.143-88.
- (26) P. Rolland, *Les origines*, p. 64.
- (27) Bruille が第一次城壁に隣接しながら除外されていることに触れておくとその位置の複雑さの故と思われる。Bruille はエスコー河上の聖 Pancrace 島と、神聖ローマ帝国領 Bruille から成り、前者はフランドル伯のシャトランの首邑をなし (A. D'Herbomez, *Histoire des châtelains de la Maison de Mortagne*, 2 vol., Tournai, 1895, t. II, Preuves, n° 1, p. 1), 後者は別個の小コミュニオンを形成している (P. Rolland, *op. cit.*, p. 70)。
- (28) J. Lestocquoy, "Etudes d'histoire urbaine. Villes et abbayes. Arras au Moyen Age", dans *Mémoires de la commission départementale des Mémoires historiques du Pas-de-Calais*, t. XII², Arras, 1966, pp.162-66.
- (29) *Recueil des actes de Philippe Auguste*, t. III, n° 977, p. 22; n° 1067, p. 141.
- (30) L. Verriest, "Les luttes sociales et le contrat d'apprentissage à Tournai jusqu'en 1424", dans *Mémoires de l'académie royale de Belgique. Classe des Lettres*. IX (1913), p. 125.
- (31) *Ordonnances des rois de France de la troisième race*, IV, p. 648.
- (32) P. Rolland は身分上の制限をもつものとして開墾民(hospites)もこれに加えている (*op. cit.*, p. 196)。
- (33) *MGHS.*, éd. par Waitz, XIV (1883), pp. 274-327
- (34) Philippe Mouskès, *Chronicon de episcopis Tornacensibus*, dans *Chronique de Philippe de Mouskès*, éd., par De Reifenberg, 2 vol., Bruxelles, 1836-38, t. I. p. 536.
- (35) A. Wauters, *Des libertés communales. Essai sur leurs origines et leur premier développement en Belgique, dans le nord de la France et sur les bords du Rhin. Preuves*, Bruxelles, 1869, Imp. anas. Bruxelles, 1968, p. 262.
- (36) P. Rolland, "Les Hommes de Sainte Marie à Tournai", dans *Revue belge de philologie et d'histoire*, III (1924), pp. 233-50.
- (37) Heriman, *op. cit.*, p. 275.
- (38) *Ibid.*, p. 278.
- (39) *Ibid.*, pp. 278 et 307-8.
- (40) *Ibid.*, p. 335.
- (41) *Item.*
- (42) Fr. Decamp, *Recherches sur les de la Vigne à Tournai depuis le XI^e siècle*, Bruxelles, 1969, p. 47.
- (43) 聖職者の参加については、14世紀中葉には <clercs de bon hom peuvent estre bourgeois de Tournai et joir des franchises de bourgeois comme les autres bourgeois> (P. Rolland, *op. cit.*, p. 198, n° 1) とされているが、これを12世紀中葉の状態と同一視することには疑問があろう。
- (44) 死亡の際には「故人が指名されたと同一の小教区において彼を選出したと同じ

選挙人によってその地位にふさわしい他の者が選出さるべし。毎年聖 Luce の祭日に、新監査人、新プレヴォ、新ジュレ、新エシュヴァンが選出さるべし」
 <in eadem parrochia in qua ille qui mortuus est assumptus fuerit, per eosdem electores qui eum elegerint alius in locum eius idoneus eligetur, et singulis annis in festo sancto Lucie eligentur novi inspectores novi prepositi, novi jurati et novi scabini>と変更されている。

- (45) P. Rolland, *op. cit.*, p. 199.
- (46) L. Verriest, “Qu’était la Charité St. Christophe?”, この Verriest の説は Calidi, Furni, Excubiae と共に Caritas Beati Christophori を都市の城外にある区とする D’Herbomes の考え (“La question de la Charité St. Christophe à Tournai”, dans *Bulletin de la commission royale d’Histoire*, (LXXVI (1907), pp. 153-81) への反論である。
- (47) その主要な論拠は、Tournai がロンドンを市場としたハンザに参加していること、<caritas> が Arras, Valenciennes で商人ギルドを意味していることである (P. Rolland, *op. cit.*, p. 216)。
- (48) L. Verriest, *La Charité St. Christophe et ses comptes du XIII^e. siècle. Contribution à l’étude des institutions financières de Tournai au moyen âge*. Bruxelles, 1904.
- (49) P. Rolland, “Une étape de la vie communale de Tournai: la fédération des seigneuries”, dans *Revue historique de droits français et étrangers*, IV (1925) p. 426. Chaufours は 1289 年にコミューンに併合されている。
- (50) A. Wauters, *op. cit.*, p. 262.
- (51) エシュヴァンとジュレについては H. Pirenne の著作 (例えば “La question des jurés dans villes flamandes,” dans *Les villes et les institutions urbaines*, 2 vol., Paris et Bruxelles, 1939, t. I, pp. 201-218) を初め多くの研究があるが、特に本論と関係するものとして R. Byl, *Les institutions scabinales dans le duché de Brabant (des origines à la fin du XV^e siècle)*, Paris et Bruxelles, 1965 を挙げておく。
- (52) 但し、この条項は 1211 年には削除されている。
- (53) <communio> はこの場合 <communia> とは区別されるものであり (P. Rolland, *op. cit.*, p. 198), 市民との「親密な関係」(relations amicales) (Niermeyer, *Mediae Latinitatis Lexicon minus*, Leiden, 1954-8, p. 233. v^o <communio>) と解した。
- (54) A. D’Herbomez, *Histoire des châtelain*, t. I, pp. 4-5.
- (55) Heriman, *op. cit.*, p. 278.
- (56) Th. Leuridan, *op. cit.*, p. 236.
- (57) A. Wauters, *op. cit.*, p. 262.

Ⅲ 結びにかえて

本稿の意図は、都市を基盤として競合する諸勢力の中にあつて、コミューンを他と区別する独自の属性を問うことにあつた。従来時としてその「共同体的」(communal)な、もしくは「領主制的」(seigneurial)な因子の抽出にのみ依拠して封建都市の性格を規定してきたことへの再考の素材をそこに見出し得ると考えたが故である。本稿が、慣習法の分析に終始したのも、《Communia》の語の法的意味がどうであれ、慣習法こそがコミューンの重要な内容を表現しており、我々の研究にとって最も基本的史料であると思われたからである。

ここで各項の小括を試みると次のような点を指摘できるのではあるまいか。

まずエスコール両岸に股がるTournaiのコミューンの領域は既存の法的諸領域——都市領主としての司教の支配域、Notre-Dame及び聖Briceのエシュヴァン裁判権管轄区域等——と一致するものではない。少なくとも政治的には異質の地域が同一の法人格を形成していった要因を求めるとすれば、一方ではエスコール河を交通路とする商業を通して在地住民のもとで形成された生活領域から生ずる共通の利害、他方では多様な領主権によって住民の支配者たる司教への対抗関係、この二つの要素を指摘することができよう。

しかしながら、この領域への居住はコミューン加入を必然化するものではない。Tournaiのコミューンは原則として広く開放されたものではあるが、成立当初においては《cives》によって掌握されていた。《cives》が騎士を含み、なかんずく聖マリアへの託身、エシュヴァン職の独占を通してNotre-Dame教会に堅く結合している聖マリア衆がその中心にあること、そしてその周辺にエシュヴァンの特権を享受せず、しかし政治的力を持った層が形成されていたことは、Tournaiのコミューンの性格を大きく特長付けるものである。

コミューンの市政機関にみられるジュレとエシュヴァンという起源的

には異なる制度の登場は、このような構成メンバーの性格に由来するものである。領主制的都市支配の一翼を担うエシュヴァン裁判権が、部分的にであれ市民的機構として変質させられながら、コミューン成立後主導権を握るジュレによって大きく後退していったことの理由として、聖マリア衆自身の利害の変化のみならず、本来エシュヴァン裁判権に関与しない層のコミューン参加があったことを指摘しておかねばならないであろう。

プレヴォとジュレにのみ属する裁判権は、エシュヴァン制利用の限界と、コミューン独自の権限取得への志向を示すものとして興味深い。確かに、民事関係係争にしる刑事事件にしる、対象とされている犯罪は、コミューン成立以前にエシュヴァン裁判権、又はシャトラン、アヴェエによって処理されていたものであり、特に新しい内容を含むものではない。しかし、市民の権利の保護が、騎士や封建的職保有者への実力行使も含めてコミューンとしてなされていること、すなわち既存の裁判上の権限が市民の手で掌握され、判決に確実な有効性を与えていること、そこにそれ以前の裁判権とは異質の性格が見出されるであろうし、又このことへの希求が、コミューン結成への一つの重要な要因として作用したと思われる。

見てきた如く、Tournaiのコミューンは外的要因によって誘発されたものではなく、在地の都市住民層を母体として、彼らが元来服してきた封建的支配者層の権限との関わりの中で生じてきたものであった。しかしながら、そこには封建的・領主制的関係の市民のイニシアティブによる処理が働いているのであって、Philippe Augusteの特許状の言葉を借用するならば、『平和の制度』を唯一『ジュレの記録によって』保証すること、ここにTournaiのコミューンの最も固有な権限がみられるとすることができるのではなからうか。

(1977.10.30.)

THE COMMUNAL CUSTOMALS OF TOURNAI IN THE MIDDLE OF TWELFTH CENTURY

◀Summary▶

Keiko Mizuno

The work of Ch. Petit-Dutaillis, *Les communes francaises*, Paris, 1950, is an epoch-making book in the study of the medieval city, which throws new light on the contemporary significance of the term 'commune'. It seems, however, that, by omitting those privileges of the communes, shared with the 'villes franches', in order to demonstrate the uniqueness of the commune, Petit-Dutaillis has made it difficult to grasp the communale institution concretely and dynamically. The importance of the medieval commune lies in its privileges and influences acquired by the burghers through struggle and compromise with the town lord and his officials. Accordingly, a re-examination of characteristics of the commune is required. Particularly, what were the circumstances and what were the relations with the existent institutions in which the commune managed to establish its own power within the town and become a judicial association?

In this paper, I have attempted to answer this question by analyzing the articles of the customs of Tournai, drafted between 1153-67 and granted by Philip Augustus in 1188. I have divided these articles into four categories: territory, members and leaders, institution and the judicial system. Moreover, I have tried to inquire from where each of these privileges came and to what groups of inhabitants they were given. Based on this analysis, I hope to find evidence to investigate the characters of the medieval city beyond the simple strength of 'communaux' or 'seigneuriaux' elements.

The principal purpose of this paper is to introduce the customs of Tournai as lucidly as possible. However, in regards to the above-mentioned problems of medieval city history, I have drawn the following conclusions: the commune has been constituted not by the needs of the new-commers, as

H. Pirenne's well-known thesis insists, but by those of the long-term residents (*indigenes*), lead by 'hommes de S^{te}. Marie', who were landed proprietors as well as professional merchants; a characteristic feature of the commune lies, not in the acquisition of new rights, but in the manipulation of the existent relations by the initiatives of the burghers; the social relations in the town should be comprehended within a regional context, especially from the viewpoint of the connection between the city and the surrounding rural areas.